

予算特別委員会資料

令和2年度予算説明書

市長室
行財政局

目 次

I	令和2年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和2年度神戸市一般会計予算	8
	予算第12号議案 令和2年度神戸市公債費予算	42
III	関 連 議 案	
	第3号議案 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例の件	52
	第4号議案 神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件	54
	第5号議案 神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件	64
	第6号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	131
	第7号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件	135
	第8号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件	137
	第9号議案 神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件	142
	第10号議案 旅費条例の一部を改正する条例の件	144

I 令和2年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

令和2年度予算では、子育てしたい街、学びたい街、働きたい街、住み続けたい街として選ばれるよう、神戸の「再生」に向けた新たな政策展開に積極果敢に挑戦していく。人口減少時代におけるまちづくりとして、都心に人口を集中させるのではなく、バランスのとれた街全体の発展を目指し、神戸を見違えるような街にリノベーションする。また、子育て・教育施策を重点的に強化するなど、暮らしの質を重視した人にやさしいまちづくりに取り組むとともに、経済基盤となるインフラ整備を加速し、安定した経済成長と市民所得の向上、持続可能な社会基盤の構築をめざす。

これまで以上に、スピード感を持って、時代の変化に対応し、神戸を「さらなる高み」に押し上げ、未来の世代が過度な負担を背負い込むことがないように、テクノロジーの進化を大胆に取り入れながら、業務改革など行財政改革を進め、持続可能な大都市経営を推進する。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

少子・超高齢社会の進展などにより複雑化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応しながら、限りある人材の中で、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、引き続き行財政改善に取り組む。また、職員のワーク・ライフ・バランスと業務の省力化・生産性向上を実現するため、3箇年のロードマップに基づき働き方改革（業務改革）を全庁挙げて強力で推進する。

(2) 事務効率化の取り組み

人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

また、行政事務センターにおいて、定型的な行政手続きに係る対応等を集中することにより業務効率を向上させ、限られた人的資源を有効に活用し、市民サービスの向上をはかる。

(3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底をはかるとともに、事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行をはかるほか、公益通報者保護制度の適正な運用に努める。

(4) 区役所機能の強化

兵庫区新庁舎の道路・消防庁舎部分は令和3年夏ごろ、中央区新庁舎は令和4年度前半、西区新庁舎（株OMこうべが整備）は令和3年度中の完成をそれぞれ予定しており、順次建設工事に着手する。

また、区役所業務改革の施策として、多言語対応ツールの整備、郵送申請の利用促進に取り組むほか、令和2年4月1日付で全連絡所を出張所に格上げし、まちづくり業務中心の役割へと機能転換・機能強化を行う。

(5) 内部管理業務

本庁舎の管理を行うとともに、公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

(6) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置をはかり、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、常勤職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、有能な職員集団の形成をめざすため、「人材育成基本計画」に基づいて、職員1人ひとりの能力の向上や活用に向けた取り組みを行うとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度改革を推進する。

(7) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

市財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(8) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(9) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分を行うとともに、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産の更なる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

また、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理がはかれるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(10) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上をはかるため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督励及び滞納処分事務を行う。

(11) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章及び表彰に関する事務等を行う。

(12) 国際交流の推進

神戸市国際交流推進大綱に基づき、神戸経済の活性化をめざして、コウベ・インターナショナル・クラブなど神戸ゆかりの人材やネットワークを活用したシティプロモーションなど戦略的な国際交流施策を展開するとともに、ブリスベン市（オーストラリア）との姉妹都市提携35周年及び仁川広域市（韓国）と大邱広域市（韓国）との姉妹都市提携・親善協力都市提携10周年記念事業など、相互利益型の国際交流を推進する。

また、増加する外国人の暮らしやすいまちづくりを推進するため、引き続き「ふたば国際プラザ」における市民と在住外国人との交流推進や留学生支援等を行うとともに、日本語の学習歴が全くない在住外国人を対象とした日本語教室など日本語学習支援の拡充に取り組む。さらに、外国人材獲得に向け、庁内関係部局と協力し、国内外の外国人に対して情報発信等を強化する。

(13) 広報・情報発信

市民が求める市政情報をわかりやすく効果的に伝えるため、「広報紙KOB E」等の発行やホームページ、SNS、テレビ、ラジオなど最適な広報媒体による計画的な広報活動を展開するとともに、民間事業者のノウハウを活用した戦略的な広報を実施する。

また、外部人材である「PRプランナー」を活用し、神戸のプレゼンス向上を目的とした情報発信を推進するほか、引き続き「KOB E PRアンバサダー」を通じた外国人ならではの視点による情報発信を国内外へ積極的に行う。

さらに、動画を活用した新たな広報展開や新たな媒体（LINE）を活用した情報発信の拡充など、より効果的な広報を検討し、実施する。

(14) 広聴事業の充実

「市長への手紙」制度を発展的に改正した「わたしから神戸市への提案」をはじめ、市民と直接対話を行う「対話フォーラム」や「出前トーク」、機動的に市民のニーズを把握するための「ネットモニター」制度などの広聴事業を通じて、幅広く「市民の声」を聴き、市政に反映するとともに、施策実現例をホームページ等で積極的に発信していく。

このほか、情報共有アプリ「KOB Eぽすと」により、市民からの投稿による地域課題の迅速かつ効率的な把握に取り組むとともに、市民から各局事業所に電話で寄せられる通報を集約化し、一次的な対応を行うコールセンターの構築・運用を進める。また、市民からの市政に関する問い合わせに対応するため、「総合コールセンター」を運営する。

Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

令和 2 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	306,357,299	
	1 市 民 税	148,487,812	
	2 固 定 資 産 税	114,303,951	
	3 軽 自 動 車 税	1,780,536	
	4 市 た ば こ 税	9,040,324	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	296,548	
	7 事 業 所 税	9,339,232	
	8 都 市 計 画 税	23,108,895	
2 地 方 譲 与 税		4,804,000	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,504,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,293,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	484,000	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	40,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	133,000	
3 利 子 割 交 付 金		260,000	
	1 利 子 割 交 付 金	260,000	
4 配 当 割 交 付 金		1,569,000	
	1 配 当 割 交 付 金	1,569,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		892,000	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	892,000	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,279,140	
	1 議 会 費	2,279,140	
2 総 務 費		45,200,649	
	1 総 務 費	38,492,331	
	2 企 画 費	76,048	
	3 徴 税 費	2,559,229	
	4 財 産 管 理 費	1,230,549	
	8 庁 舎 等 建 設 費	2,842,492	
15 諸 支 出 金		188,880,468	
	1 繰 出 金	182,172,827	
	2 過 年 度 支 出	1,800,000	
	3 雑 出	4,907,641	
16 予 備 費		700,000	
	1 予 備 費	700,000	

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
7 法 人 事 業 税 交 付 金		2,562,000	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	2,562,000	
8 地 方 消 費 税 交 付 金		35,094,989	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,094,989	
9 ゴルフ場利用税交付金		330,000	
	1 ゴルフ場利用税交付金	330,000	
10 特別地方消費税交付金		1	
	1 特別地方消費税交付金	1	
11 環境性能割交付金		854,000	
	1 環境性能割交付金	854,000	
12 軽油引取税交付金		6,565,000	
	1 軽油引取税交付金	6,565,000	
13 地方特例交付金		1,861,000	
	1 地方特例交付金	1,861,000	
14 地 方 交 付 税		71,545,000	
	1 地 方 交 付 税	71,545,000	
15 交通安全対策特別交付金		428,000	
	1 交通安全対策特別交付金	428,000	
17 使 用 料 及 手 数 料		163,194	
	1 使 用 料	74,380	
	2 手 数 料	88,814	
18 国 庫 支 出 金		113,002	
	2 補 助 金	107,298	
	3 委 託 金	5,704	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覽

歳 入			
款	項	金 額	備 考
19 県 支 出 金		2,443,143	
	2 補 助 金	50,870	
	3 委 託 金	2,392,273	
20 財 産 収 入		4,757,808	
	1 財 産 運 用 収 入	330,170	
	2 財 産 売 払 収 入	1,431,875	
	3 基 金 収 入	2,995,763	
21 寄 附 金		680,100	
	1 寄 附 金	680,100	
22 繰 入 金		14,854,150	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,273,114	
	2 基 金 繰 入 金	13,581,036	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		7,650,602	
	3 事 業 収 入	18,349	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 収 入	7,617,253	
25 市 債		102,237,900	
	1 市 債	102,237,900	
歳 入 合 計		566,344,189	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	306,357,299	308,621,816	△2,264,517	本款の説明25頁
2 地 方 譲 与 税	4,804,000	4,711,000	93,000	
1 地方揮発油譲与税	1,504,000	1,610,000	△106,000	
1 地方揮発油 譲与税	1,504,000	1,610,000	△106,000	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,293,000	2,110,000	183,000	
1 自動車重量 譲与税	2,293,000	2,110,000	183,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	484,000	534,000	△50,000	
1 特別とん 譲与税	484,000	534,000	△50,000	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	350,000	350,000	-	
1 航空機燃料 譲与税	350,000	350,000	-	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	40,000	45,000	△5,000	
1 石油ガス 譲与税	40,000	45,000	△5,000	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	133,000	62,000	71,000	
1 森林環境 譲与税	133,000	62,000	71,000	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	260,000	260,000	-	
1 利子割交付金	260,000	260,000	-	
1 利子割交付金	260,000	260,000	-	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	1,569,000	1,881,000	△312,000	
1 配当割交付金	1,569,000	1,881,000	△312,000	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 配当割交付金	1,569,000	1,881,000	△312,000	配当割交付金の交付見込額
5	株式等譲渡所得割 交 付 金	892,000	1,383,000	△491,000	
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	892,000	1,383,000	△491,000	
	1 株式等譲渡 所得割 交 付 金	892,000	1,383,000	△491,000	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6	分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
	1 分離課税所得 割 交 付 金	322,000	322,000	-	
	1 分離課税 所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7	法 人 事 業 税 交 付 金	2,562,000	-	2,562,000	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	2,562,000	-	2,562,000	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	2,562,000	-	2,562,000	法人事業税交付金の交付見込額
8	地方消費税交付金	35,094,989	28,067,738	7,027,251	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,094,989	28,067,738	7,027,251	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,094,989	28,067,738	7,027,251	地方消費税交付金の交付見込額
9	ゴルフ場利用税 交 付 金	330,000	341,000	△11,000	
	1 ゴルフ場利用税 交 付 金	330,000	341,000	△11,000	
	1 ゴルフ場 利用 税 交 付 金	330,000	341,000	△11,000	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10	特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
	1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
	1 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
11 環境性能割交付金	854,000	380,000	474,000	
1 環境性能割交付金	854,000	380,000	474,000	
1 環境性能割交付金	854,000	380,000	474,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額
12 軽油引取税交付金	6,565,000	6,384,000	181,000	
1 軽油引取税交付金	6,565,000	6,384,000	181,000	
1 軽油引取税交付金	6,565,000	6,384,000	181,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	1,861,000	5,049,380	△3,188,380	
1 地方特例交付金	1,861,000	1,852,000	9,000	
1 地方特例交付金	1,861,000	1,852,000	9,000	地方特例交付金の交付見込額
△ 子ども・子育て支援臨時交付金	-	3,197,380	△3,197,380	
14 地方交付税	71,545,000	66,200,000	5,345,000	
1 地方交付税	71,545,000	66,200,000	5,345,000	
1 地方交付税	71,545,000	66,200,000	5,345,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別交付金	428,000	455,000	△27,000	
1 交通安全対策特別交付金	428,000	455,000	△27,000	
1 交通安全対策特別交付金	428,000	455,000	△27,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
17 使用料及手数料	163,194	178,762	△15,568	
1 使用料	74,380	70,031	4,349	
1 総務使用料	74,380	70,031	4,349	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 市 役 所	31,545	30,885	660	本庁舎喫茶等
	2 区 役 所	25,594	19,962	5,632	区庁舎駐車場等
	3 公 会 堂	14,657	16,600	△1,943	会議室等
	4 海外移住と 文化の交流 センター	2,584	2,584	-	会議室等
	2 手 数 料	88,814	108,731	△19,917	
	2 総 務 手 数 料	88,814	108,731	△19,917	
	1 市 役 所	614	773	△159	納税証明書
	2 区 役 所	88,200	107,958	△19,758	税証明等
18	国 庫 支 出 金	113,002	27,651	85,351	
	2 補 助 金	107,298	26,956	80,342	
	1 総 務 費 補 助	107,298	26,956	80,342	
	1 社会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	86,114	-	86,114	
	3 文 化 庁 補 助	12,758	3,250	9,508	
	5 地 方 創 生 推 進 交 付 金	-	17,552	△17,552	
	6 其 他 財 産 整 備 費 助 補	3,199	6,154	△2,955	
	7 在 住 外 国 人 支 援 事 業 費 助 補	5,227	-	5,227	
	3 委 託 金	5,704	695	5,009	
	1 総 務 費 委 託 金	158	162	△4	
	2 中 長 期 在 留 者 住 居 地 届 出 等 委 託 金	158	162	△4	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 其 他 委 託 金	5,546	533	5,013	
1 財 政 調 査 等 委 託 金	376	363	13	
7 活 動 地 方 委 託 金	5,170	170	5,000	
19 県 支 出 金	2,443,143	2,420,362	22,781	
2 補 助 金	50,870	41,403	9,467	
12 其 他 補 助	50,870	41,403	9,467	
1 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 補 助	21,945	21,945	-	
3 委 任 事 務 補 助	20,379	19,458	921	
4 市 町 振 興 支 援 交 付 金	8,546	-	8,546	
3 委 託 金	2,392,273	2,378,959	13,314	
1 総 務 費 委 託 金	2,392,273	2,378,959	13,314	
2 県 税 徴 収 委 託 金	2,392,273	2,378,959	13,314	
20 財 産 収 入	4,757,808	4,897,747	△139,939	
1 財 産 運 用 収 入	330,170	331,206	△1,036	
1 貸 地 料	292,577	294,569	△1,992	
3 一 般 土 地	292,577	294,569	△1,992	一般市有土地
2 貸 家 料	37,593	36,637	956	
2 職 員 寮	11,018	11,335	△317	待機宿舎等
7 一 般 建 物	26,575	25,302	1,273	一般市有建物

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 財 産 売 払 収 入	1,431,875	1,450,478	△18,603	
1 土 地 売 却 代	1,200,000	1,200,000	-	
3 一 般 土 地	1,200,000	1,200,000	-	一般市有土地売却代
2 建 物 売 却 代	100	100	-	
1 一 般 建 物	100	100	-	一般市有建物売却代
3 物 品 売 却 代	231,775	250,378	△18,603	
1 行 財 政 局	231,775	250,378	△18,603	共通物品等
3 基 金 収 入	2,995,763	3,116,063	△120,300	
1 基 金 収 入	2,995,763	3,116,063	△120,300	
1 都 市 整 備 等 基 金	36,451	56,699	△20,248	預金利子等
2 公 債 基 金	2,943,404	3,043,418	△100,014	預金利子等
3 財 政 調 整 基 金	602	724	△122	預金利子
4 留 学 生 等 支 援 基 金	15,306	15,222	84	預金利子等
21 寄 附 金	680,100	600,100	80,000	
1 寄 附 金	680,100	600,100	80,000	
2 其 他 寄 附	680,100	600,100	80,000	
1 市 長 室	100	100	-	
4 行 財 政 局	680,000	600,000	80,000	
22 繰 入 金	14,854,150	19,617,638	△4,763,488	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 特別会計繰入金	1,273,114	1,716,541	△443,427	各会計からの共回事務費、退職給与金等の負担繰入
1 下水道事業 会計繰入金	316,172	464,697	△148,525	
1 一般経費 繰入金	133,654	251,991	△118,337	
2 退職給与金 繰入金	182,518	212,706	△30,188	
2 港湾事業 会計繰入金	417,112	595,341	△178,229	
1 一般経費 繰入金	259,081	458,540	△199,459	
2 退職給与金 繰入金	158,031	136,801	21,230	
3 新都市 整備事業 会計繰入金	226,662	287,515	△60,853	
1 関連経費等 負担繰入	138,858	236,910	△98,052	
2 退職給与金 繰入金	87,804	50,605	37,199	
4 自動車事業 会計繰入金	127,456	149,418	△21,962	
1 一般経費 繰入金	127,456	149,418	△21,962	
5 水道事業 会計繰入金	185,712	198,696	△12,984	
1 一般経費 繰入金	182,696	195,680	△12,984	
2 特別給与金 繰入金	3,016	3,016	-	
△ 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費繰入金	-	20,874	△20,874	
2 基金繰入金	13,581,036	17,901,097	△4,320,061	基金の取り崩し及び運用による繰入
1 基金繰入金	13,581,036	17,901,097	△4,320,061	
1 都市整備等 基金繰入	1,595,597	4,078,302	△2,482,705	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	公債基金				
2	繰入金	11,971,945	13,809,317	△1,837,372	
12	留学生 支援等 基金繰入	13,494	13,478	16	
23	繰越金	1	1	-	
	1 繰越金	1	1	-	
	1 繰越金	1	1	-	
24	諸収入	7,650,602	7,633,745	16,857	
	3 事業収入	18,349	19,935	△1,586	
	1 文書事務	18,349	19,935	△1,586	港湾事業会計等からの郵送費収入
6	過年度収入	15,000	15,000	-	
	1 過年度収入	15,000	15,000	-	
	1 諸給与 戻入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
7	雑収入	7,617,253	7,598,810	18,443	
	2 延滞金加算金 及過料	420,100	420,100	-	延滞金、加算金
	1 市税	420,000	420,000	-	
	3 一般土地	100	100	-	
	3 宝くじ収入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額
	5 償還金	32,884	33,111	△227	
	2 市役所	21,476	22,242	△766	光熱水費等
	3 区役所	10,640	10,014	626	区役所目的外使用許可 光熱水費等

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
46 公 会 堂	768	855	△87	
6 受 講 料	700	1,001	△301	
職 員 所 料 1 研 修 受 講 料	700	1,001	△301	
9 雑 入	1,063,569	1,044,598	18,971	
1 市 長 室	123,467	112,132	11,335	上海事務所運営負担金、広報紙KOBE広告料収入等
5 行 財 政 局	912,548	913,797	△1,249	派遣職員の人件費受入等
16 市 会 事 務 局	27,554	18,669	8,885	
25 市 債	102,237,900	92,740,600	9,497,300	
1 市 債	102,237,900	92,740,600	9,497,300	起債承認見込額
1 民 生 債	5,622,000	4,029,000	1,593,000	民生施設整備事業公債 5,622,000 千円
2 衛 生 債	3,334,000	2,449,000	885,000	神戸市民病院機構貸付金公債 3,000,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 334,000 千円
3 環 境 債	2,004,000	2,147,000	△143,000	埋立処分地建設事業公債 654,000 千円 収集車両整備事業公債 166,000 千円 環境工場整備事業公債 1,112,000 千円 事業所等整備事業公債 72,000 千円
4 土 木 債	21,711,000	10,194,000	11,517,000	道路整備事業公債 10,975,000 千円 公園整備事業公債 1,402,000 千円 河川整備事業公債 1,020,000 千円 海岸保全事業公債 1,184,000 千円 港湾防災事業公債 7,120,000 千円 自然災害防止事業公債 10,000 千円
5 都 市 計 画 債	2,348,000	2,078,000	270,000	区画整理事業公債 48,000 千円 街路事業公債 2,300,000 千円
6 住 宅 債	176,000	206,000	△30,000	住宅建設事業公債 176,000 千円
7 消 防 債	1,824,000	2,653,000	△829,000	消防施設整備事業公債 1,824,000 千円
8 教 育 債	9,527,000	5,024,000	4,503,000	学校教育施設整備事業公債 7,383,000 千円 社会教育施設整備事業公債 2,144,000 千円

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
9 其 他	15,119,000	12,049,000	3,070,000	危機管理対策事業公債 437,000 千円 庁舎等整備事業公債 1,248,000 千円 区総合庁舎整備事業公債 1,804,000 千円 文化施設等整備事業公債 2,121,000 千円 商工施設等整備事業公債 791,000 千円 農政施設整備事業公債 236,000 千円 漁業施設整備事業公債 140,000 千円 農業基盤整備事業公債 65,000 千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 1,300,000 千円 高速鉄道事業会計出資金公債 6,910,000 千円 高速鉄道事業会計補助金公債 67,000 千円
10 臨時財政対策債	40,504,000	48,000,000	△7,496,000	
11 災害復旧債	68,900	3,911,600	△3,842,700	環境施設災害復旧事業公債 68,900 千円
△ 自動車取得税 交 付 金	-	910,000	△910,000	
歳 入 合 計	566,344,189	553,082,541	13,261,648	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
1 市 税	306,357,299	308,621,816	△2,264,517	△ 0.7	
現年課税分	304,786,663	305,442,165	△655,502	△ 0.2	
滞納繰越分	1,570,636	1,559,871	10,765	0.7	
1 市 民 税	148,487,812	152,619,764	△4,131,952	△ 2.7	
現年課税分	147,594,818	151,808,596	△4,213,778	△ 2.8	
滞納繰越分	892,994	811,168	81,826	10.1	
1 個 人	127,133,886	126,152,080	981,806	0.8	
現年課税分	126,263,315	125,366,066	897,249	0.7	
当年度分	125,741,789	125,046,546	695,243	0.6	
所得割	122,932,420	122,318,840	613,580	0.5	課税総所得金額の8/100
均等割	2,809,369	2,727,706	81,663	3.0	年額3,900円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過年度分	521,526	319,520	202,006	63.2	
滞納繰越分	870,571	786,014	84,557	10.8	
2 法 人	21,353,926	26,467,684	△5,113,758	△ 19.3	
現年課税分	21,331,503	26,442,530	△5,111,027	△ 19.3	
当年度分	20,739,353	25,857,470	△5,118,117	△ 19.8	
法人税割	15,371,008	20,514,460	△5,143,452	△ 25.1	法人税額の12.1/100(9.7/100) ※令和元年10月1日以降、事業開始年度分 については8.4/100(6.0/100)
均等割	5,368,345	5,343,010	25,335	0.5	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
過 年 度 分	592,150	585,060	7,090	1.2	
滞 納 繰 越 分	22,423	25,154	△2,731	△ 10.9	
2 固 定 資 産 税	114,303,951	112,484,554	1,819,397	1.6	
現 年 課 税 分	113,806,118	111,907,843	1,898,275	1.7	
滞 納 繰 越 分	497,833	576,711	△78,878	△ 13.7	
1 固 定 資 産 税	113,525,051	111,702,258	1,822,793	1.6	
現 年 課 税 分	113,027,218	111,125,547	1,901,671	1.7	
当 年 度 分	112,789,846	110,903,027	1,886,819	1.7	
土 地	37,499,363	37,374,959	124,404	0.3	課税標準額の1.4/100
家 屋	58,443,037	56,844,073	1,598,964	2.8	〃
償 却 資 産	16,847,446	16,683,995	163,451	1.0	〃
過 年 度 分	237,372	222,520	14,852	6.7	
滞 納 繰 越 分	497,833	576,711	△78,878	△ 13.7	
2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	778,900	782,296	△3,396	△ 0.4	
現 年 課 税 分	778,900	782,296	△3,396	△ 0.4	
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	778,900	782,296	△3,396	△ 0.4	
3 軽 自 動 車 税	1,780,536	1,673,763	106,773	6.4	
1 軽 自 動 車 税	34,702	1,653,763	△1,619,061	△ 97.9	1台当たり年額2,000円～12,900円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	伸び率	説 明
現年課税分	-	1,619,780	△1,619,780	皆減	
滞納繰越分	34,702	33,983	719	2.1	
2 環境性能割	80,000	20,000	60,000	300.0	環境性能に応じて取得価格の0~2/100
現年課税分	80,000	20,000	60,000	300.0	
3 種 別 割	1,665,834	-	1,665,834	皆増	
現年課税分	1,665,834	-	1,665,834	皆増	
4 市 た ば こ 税	9,040,324	9,505,903	△465,579	△ 4.9	製造たばこ1,000本につき 5,692円 ※令和2年10月1日以降、6,122円
1 市 た ば こ 税	9,040,324	9,505,903	△465,579	△ 4.9	
現年課税分	9,040,324	9,505,903	△465,579	△ 4.9	
5 特別土地保有税	1	1	-	0.0	
1 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞納繰越分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	296,548	299,677	△3,129	△ 1.0	宿泊客:1人1日150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	296,548	299,677	△3,129	△ 1.0	
現年課税分	296,548	299,677	△3,129	△ 1.0	
7 事 業 所 税	9,339,232	9,209,824	129,408	1.4	
1 事 業 所 税	9,339,232	9,209,824	129,408	1.4	
現年課税分	9,312,301	9,208,694	103,607	1.1	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
当 年 度 分	9,248,114	9,150,136	97,978	1.1	
過 年 度 分	64,187	58,558	5,629	9.6	
滞 納 繰 越 分	26,931	1,130	25,801	2,283.3	
8 都 市 計 画 税	23,108,895	22,828,330	280,565	1.2	
1 都 市 計 画 税	23,108,895	22,828,330	280,565	1.2	
現 年 課 税 分	22,990,720	22,691,452	299,268	1.3	
当 年 度 分	22,986,044	22,683,084	302,960	1.3	
土 地	10,407,402	10,390,453	16,949	0.2	課税標準額の0.3/100
家 屋	12,578,642	12,292,631	286,011	2.3	”
過 年 度 分	4,676	8,368	△3,692	△ 44.1	
滞 納 繰 越 分	118,175	136,878	△18,703	△ 13.7	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,279,140	2,159,032	120,108	-	89,000	27,554	2,162,586
1 議 会 費	2,279,140	2,159,032	120,108	-	89,000	27,554	2,162,586
1 議 員 費	1,342,826	1,343,799	△ 973	-	-	-	1,342,826
2 職 員 費	336,041	338,850	△ 2,809	-	-	-	336,041
3 運 営 費	600,273	476,383	123,890	-	89,000	27,554	483,719

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,342,826 千円
- 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 336,041 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 600,273 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	45,200,649	50,218,441	△ 5,017,792	2,505,275	2,409,000	4,586,614	35,699,760
1 総 務 費	38,492,331	39,892,638	△ 1,400,307	113,002	605,000	2,807,191	34,967,138
1 職 員 費	30,290,374	29,419,254	871,120	86,114	-	1,032,938	29,171,322
2 総 務 管 理 費	4,675,677	6,535,261	△ 1,859,584	376	605,000	1,441,097	2,629,204
3 区 政 費	1,977,032	2,289,871	△ 312,839	3,357	-	171,401	1,802,274
4 文 書 事 務 費	114,476	146,460	△ 31,984	-	-	18,349	96,127
5 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	428,437	347,231	81,206	-	-	12,741	415,696
6 渉 外 費	388,160	384,796	3,364	23,155	-	38,734	326,271
7 広 報 費	408,865	477,282	△ 68,417	-	-	83,531	325,334
8 広 聴 費	198,082	281,213	△ 83,131	-	-	-	198,082
9 相 楽 園 会 館 費	11,228	11,270	△ 42	-	-	8,400	2,828

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

市長室 35,138 千円
行財政局 30,255,236 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、総務、庁舎管理、行政経営、総務事務センター、法務、人事、組織制度、給与、厚生、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 22,855 千円
行財政局 4,652,822 千円

(第3目)区政費

本目は、区役所の一般管理経費、区の個性をのぼすまちづくり事業、市民サービスの向上等区政振興に要する経費である。

行財政局 1,977,032 千円

(第4目)文書事務費

本目は、郵送事務等の文書集中管理に要する経費である。

行財政局 114,476 千円

(第5目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、表彰、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 428,437 千円

(第6目)渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 388,160 千円

(第7目)広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 408,865 千円

(第8目)広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 198,082 千円

(第9目)相楽園会館費

本目は、相楽園会館の管理運営に要する経費である。

行財政局 11,228 千円

(項)企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	76,048	87,866	△ 11,818	-	-	32,600	43,448
2 総 合 調 査 費	66,700	58,154	8,546	-	-	32,320	34,380
3 行 政 調 査 費	9,348	29,712	△ 20,364	-	-	280	9,068

(第2目)総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 66,700 千円

(第3目)行政調査費

本目は、文書館の管理運営に要する経費である。

行財政局 9,348 千円

(項)徴 税 費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	2,559,229	6,841,957	△ 4,282,728	2,392,273	-	353,907	△ 186,951
1 賦 課 徴 収 費	2,558,211	6,837,811	△ 4,279,600	2,392,273	-	353,907	△ 187,969
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	1,018	4,146	△ 3,128	-	-	-	1,018

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	581,180 千円
2 市税機械処理関係経費	801,087 千円
3 税務事務に要する経費	1,110,460 千円
4 税務広報に要する経費	5,484 千円
5 還付加算金	60,000 千円

行財政局 2,558,211 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 1,018 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	1,230,549	1,146,044	84,505	-	-	1,173,776	56,773
1 財 産 管 理 費	1,230,549	1,146,044	84,505	-	-	1,173,776	56,773

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	332,675 千円
2 損害保険料	50,943 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 不動産取得及び連絡調整に要する経費	3,638 千円
5 規準地の鑑定料等に要する経費	2,499 千円
6 不動産評価審議会等の経費	3,172 千円
7 国土利用計画法に基づく事務等の経費	1,171 千円
8 都市整備等基金の積立	736,451 千円

行財政局 1,230,549 千円

(項)庁舎等建設費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
8 庁 舎 等 建 設 費	2,842,492	2,249,936	592,556	-	1,804,000	219,140	819,352
1 区役所等庁舎整備費	2,842,492	2,249,936	592,556	-	1,804,000	219,140	819,352

(第1目)区役所等庁舎整備費

本目は、区役所等庁舎整備に要する経費である。

行財政局 2,842,492 千円

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	188,880,468	183,851,246	5,029,222	13,726,589	6,977,000	21,391,757	146,785,122
1 繰 出 金	182,172,827	176,947,659	5,225,168	13,726,589	6,977,000	18,447,751	143,021,487
1 市場事業費へ繰出金	115,507	58,184	57,323	-	-	-	115,507
2 食肉センター事業費へ繰出金	516,884	540,996	△ 24,112	-	-	-	516,884
3 国民健康保険事業費へ繰出金	16,896,896	14,688,124	2,208,772	8,867,615	-	-	8,029,281
4 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	4,000	4,000	-	-	-	-	4,000
5 農業集落排水事業費へ繰出金	1,055,754	1,020,908	34,846	-	-	-	1,055,754
6 市街地再開発事業費へ繰出金	6,068,279	6,122,665	△ 54,386	-	-	558,585	5,509,694
7 市営住宅営業費へ繰出金	1,992,034	2,117,695	△ 125,661	-	-	-	1,992,034
8 介護保険事業費へ繰出金	23,226,751	22,191,575	1,035,176	1,814,905	-	-	21,411,846
9 後期高齢者医療事業費へ繰出金	21,701,921	21,102,918	599,003	3,044,069	-	-	18,657,852
10 公債費へ繰出金	90,843,593	92,646,654	△ 1,803,061	-	-	15,607,366	75,236,227
11 下水道事業会計繰出金	4,656,813	4,799,714	△ 142,901	-	-	-	4,656,813
12 港湾事業会計繰出金	2,871,541	4,044,642	△ 1,173,101	-	-	2,146,800	724,741
13 自動車事業会計繰出金	709,840	588,257	121,583	-	-	-	709,840
14 高速鉄道事業会計繰出金	11,320,729	6,708,525	4,612,204	-	6,977,000	135,000	4,208,729
15 水道事業会計繰出金	191,133	211,007	△ 19,874	-	-	-	191,133
16 工業用水道事業会計繰出金	1,152	1,488	△ 336	-	-	-	1,152
△ 農業共済事業費へ繰出金	-	100,307	△ 100,307	-	-	-	-

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	115,507 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	516,884 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	16,896,896 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○農業集落排水事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	1,055,754 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	6,068,279 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,992,034 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	23,226,751 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	21,701,921 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	90,843,593 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	4,656,813 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	2,871,541 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	709,840 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	11,320,729 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	191,133 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,152 千円
	行財政局	182,172,827 千円

(項)過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000
1 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000

(第1目)過年度支出

本目は、市税の過年度返還金に要する経費である。

行財政局 1,800,000 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
3 雑 出	4,907,641	5,103,587	△ 195,946	-	-	2,944,006	1,963,635
1 諸 費	4,907,641	5,103,587	△ 195,946	-	-	2,944,006	1,963,635

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

行財政局 4,907,641 千円

(項)予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	700,000	700,000	-	-	-	-	700,000
1 予 備 費	700,000	700,000	-	-	-	-	700,000
1 予 備 費	700,000	700,000	-	-	-	-	700,000

行財政局 700,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
通報一次対応コールセンター構築・運用	令和2年度～令和5年度	227,000	通報一次対応コールセンターの運用に要する経費
ネットモニターシステム運用	令和2年度～令和6年度	8,000	ネットモニターシステムの運用に要する経費
総合コールセンター等運営	令和2年度～令和6年度	1,336,000	総合コールセンター等の運営に要する経費
市民の声集約活用システム運用	令和2年度～令和7年度	30,000	市民の声集約活用システムの運用に要する経費
令和2年度地方債証券共同発行連帯債務	令和2年度～令和12年度	1,186,000,000 外に利息相当額	令和2年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯債務
市役所本庁舎1号館エレベーター改修	令和2年度～令和4年度	459,000	市役所本庁舎1号館エレベーター改修に要する経費
市役所本庁舎1号館誘導灯改修	令和2年度～令和3年度	19,000	市役所本庁舎1号館誘導灯改修に要する経費
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和2年度～令和8年度	11,000,000	再整備後の市役所本庁舎2号館庁舎機能の取得に要する経費
行政事務センター運営費	令和2年度～令和5年度	3,050,000	行政事務センター運営業務に要する経費
庶務事務システム拡充	令和2年度～令和3年度	26,000	庶務事務システム改修による諸手当・年末調整等電子申請化に要する経費
東灘区役所他3区役所ESCO事業	令和2年度～令和14年度	630,000	東灘区役所他3区役所ESCO事業に要する経費
税務事務人材派遣等	令和2年度～令和3年度	98,000	税務事務人材派遣等に要する経費
区庁舎改修	令和2年度～令和3年度	49,000	区役所改修工事に要する経費

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
兵庫区庁舎整備	令和2年度～令和3年度	370,000	兵庫区庁舎建設工事に要する経費
新中央区庁舎整備	令和2年度～令和4年度	185,000	新中央区庁舎建設工事に要する経費
本会議場放送設備改修	令和2年度～令和3年度	124,000	本会議場放送設備改修に要する経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	5,622,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	3,000,000			
保健衛生施設整備事業	334,000			
埋立処分地建設事業	654,000			
収集車両整備事業	166,000			
環境工場整備事業	1,112,000			
事業所等整備事業	72,000			
道路整備事業	10,975,000			
公園整備事業	1,402,000			
河川整備事業	1,020,000			
海岸保全事業	1,184,000			
港湾防災事業	7,120,000			
自然災害防止事業	10,000			
区画整理事業	48,000			
街路事業	2,300,000			
住宅建設事業	176,000			
消防施設整備事業	1,824,000			
学校教育施設整備事業	7,383,000			
社会教育施設整備事業	2,144,000			
危機管理対策事業	437,000			
庁舎等整備事業	1,248,000			
区総合庁舎整備事業	1,804,000			
文化施設等整備事業	2,121,000			
商工施設等整備事業	791,000			
農政施設整備事業	236,000			
漁業施設整備事業	140,000			
農業基盤整備事業	65,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,300,000			
高速鉄道事業会計出資金	6,910,000			
高速鉄道事業会計補助金	67,000			
臨時財政対策債	40,504,000			
災害復旧事業	68,900			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の平成30年度末における現在高並びに令和元年度末及び
令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成30年度末 現 在 高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減見込み		令和2年度末 現在高見込額
			令和2年度中 起債見込額	令和2年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	422,301,328	456,249,352	46,546,000	33,956,308	468,839,044
(1) 民 生 債	10,711,352	17,090,720	5,622,000	29,000	22,683,720
(2) 衛 生 債	59,876,656	59,834,244	3,334,000	2,851,846	60,316,398
(3) 環 境 債	48,443,735	47,590,389	2,004,000	1,786,611	47,807,778
(4) 土 木 債	117,434,157	128,260,221	21,711,000	13,824,141	136,147,080
(5) 都 市 計 画 債	79,218,413	76,331,986	2,348,000	10,334,237	68,345,749
(6) 住 宅 債	1,883,267	1,919,814	176,000	204,794	1,891,020
(7) 消 防 債	11,319,861	14,428,111	1,824,000	188,045	16,064,066
(8) 教 育 債	93,413,887	110,793,867	9,527,000	4,737,634	115,583,233
2 災 害 復 旧 債	2,117,696	7,007,485	68,900	147,225	6,929,160
3 そ の 他	150,579,598	150,023,271	15,119,000	12,733,448	152,408,823
(1) 出 資 金	80,736,835	75,005,975	6,910,000	6,259,157	75,656,818
(2) 貸 付 金	38,730,078	38,185,871	1,300,000	1,515,551	37,970,320
(3) そ の 他	31,112,685	36,831,425	6,909,000	4,958,740	38,781,685
4 減 税 補 て ん 債	29,109,900	27,861,940	-	4,021,440	23,840,500
5 臨 時 税 収 補 て ん 債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨 時 財 政 対 策 債	498,833,399	537,025,801	40,504,000	10,572,651	566,957,150
7 退 職 手 当 債	7,018,000	7,018,000	-	1,200,000	5,818,000
合 計	1,110,758,922	1,185,984,850	102,237,900	62,631,072	1,225,591,678

(予算第 12 号議案)

令和 2 年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		216,251,227	
	1 他 会 計 繰 入 金	172,818,643	
	2 基 金 繰 入 金	43,432,584	
2 市 債		58,945,000	
	1 市 債	58,945,000	
歳 入 合 計		275,196,227	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		275,196,227	
	1 公 債 費	275,196,227	
歳 出 合 計		275,196,227	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	216,251,227	212,748,537	3,502,690	
1 他 会 計 繰 入 金	172,818,643	173,747,638	△ 928,995	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	90,843,593	92,646,654	△ 1,803,061	
1 元 金	26,935,172	30,120,772	△ 3,185,600	
2 利 子	10,936,391	11,799,976	△ 863,585	
3 公 債 諸 費	826,730	691,006	135,724	
4 一 時 借 入 金	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	52,115,300	50,004,900	2,110,400	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	194,216	198,479	△ 4,263	
1 元 金	139,725	142,946	△ 3,221	
2 利 子	49,011	50,329	△ 1,318	
3 公 債 諸 費	5,280	2,204	3,076	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	200	3,000	△ 2,800	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	250,201	266,498	△ 16,297	
1 元 金	230,721	239,267	△ 8,546	
2 利 子	18,524	26,032	△ 7,508	
3 公 債 諸 費	956	1,199	△ 243	
4 農 業 集 落 排 水 事 業 費 繰 入 金	927,754	892,028	35,726	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 元 金	756,395	690,444	65,951	
2 利 子	126,471	148,208	△ 21,737	
3 公 債 諸 費	1,188	1,676	△ 488	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	43,700	51,700	△ 8,000	
5 市 街 地 再 開 発 事 業 費 金 繰 入 金	5,821,216	6,994,529	△ 1,173,313	
1 元 金	2,950,719	3,560,579	△ 609,860	
2 利 子	294,615	507,401	△ 212,786	
3 公 債 諸 費	4,182	5,949	△ 1,767	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	2,571,700	2,920,600	△ 348,900	
6 市 営 住 宅 事 業 費 金 繰 入 金	9,823,604	10,259,022	△ 435,418	
1 元 金	6,285,795	6,656,370	△ 370,575	
2 利 子	1,278,473	1,487,010	△ 208,537	
3 公 債 諸 費	53,236	65,042	△ 11,806	
4 満 期 一 括 償 還 金 積 立 金	2,206,100	2,050,600	155,500	
7 下 水 道 計 画 事 業 会 計 金 繰 入 金	13,519,997	12,152,623	1,367,374	
1 元 金	11,242,542	9,636,556	1,605,986	
2 利 子	2,236,058	2,499,694	△ 263,636	
3 公 債 諸 費	41,397	16,373	25,024	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
8 港 湾 事 業 会 計 入 金	13,159,037	14,273,718	△ 1,114,681	
1 元 金	10,559,789	11,430,169	△ 870,380	
2 利 子	2,000,065	2,189,720	△ 189,655	
3 公 債 諸 費	80,583	64,429	16,154	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	518,600	589,400	△ 70,800	
9 新 都 市 整 備 事 業 会 計 入 金	21,321,809	19,286,092	2,035,717	
1 元 金	20,837,000	18,682,000	2,155,000	
2 利 子	482,420	571,855	△ 89,435	
3 公 債 諸 費	2,389	32,237	△ 29,848	
10 自 動 車 事 業 会 計 入 金	302,275	314,568	△ 12,293	
1 元 金	253,157	270,710	△ 17,553	
2 利 子	38,308	38,023	285	
3 公 債 諸 費	10,810	5,835	4,975	
11 高 速 鉄 道 事 業 会 計 入 金	14,049,723	13,803,894	245,829	
1 元 金	11,318,230	10,896,484	421,746	
2 利 子	2,603,696	2,844,065	△ 240,369	
3 公 債 諸 費	127,797	63,345	64,452	
12 水 道 事 業 会 計 入 金	2,307,022	2,319,818	△ 12,796	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 元 金	1,808,684	1,781,355	27,329	
	2 利 子	498,338	538,463	△ 40,125	
13	工 業 用 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	298,196	296,415	1,781	
	1 元 金	230,263	223,793	6,470	
	2 利 子	67,913	70,276	△ 2,363	
	3 公 債 諸 費	20	2,346	△ 2,326	
	母 子 父 子 寡 婦 △ 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 繰 入 金	-	43,300	△ 43,300	
2	基 金 繰 入 金	43,432,584	39,000,899	4,431,685	公債基金からの繰入金
	1 公債基金繰入金	43,432,584	39,000,899	4,431,685	
	1 元 金	43,072,492	38,618,916	4,453,576	
	2 利 子	160,072	181,957	△ 21,885	
	3 公 債 諸 費	200,020	200,026	△ 6	
2	市 債	58,945,000	63,694,000	△ 4,749,000	
	1 市 債	58,945,000	63,694,000	△ 4,749,000	
	1 借 換 債	58,945,000	63,694,000	△ 4,749,000	公募債等の借換額
歳 入 合 計		275,196,227	276,442,537	△ 1,246,310	

3 歳出予算の説明

(項)公債費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	275,196,227	276,442,537	△ 1,246,310	-	58,945,000	125,407,634	90,843,593
1 公 債 費	275,196,227	276,442,537	△ 1,246,310	-	58,945,000	125,407,634	90,843,593
1 元 金	189,855,284	191,977,261	△ 2,121,977	-	58,945,000	103,975,112	26,935,172
2 利 子	20,790,355	22,953,009	△ 2,162,654	-	-	9,853,964	10,936,391
3 公 債 諸 費	1,354,588	1,151,667	202,921	-	-	527,858	826,730
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	63,166,000	60,330,600	2,835,400	-	-	11,050,700	52,115,300

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	189,855,284 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	20,790,355 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,354,588 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	57,455,600 千円
○ 公債基金への積立	5,710,400 千円

地方債の平成30年度末における現在高並びに令和元年度末及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成30年度末 現 在 高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減見込み		令和2年度末 現在高見込額
			令和2年度中 起 債 見 込 額	令和2年度中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	21,955,274	23,363,158	5,710,400	3,523,092	25,550,466

Ⅲ 関 連 議 案

第3号議案

神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例の件
神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、早期退職者に対する退職手当に関し、神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「早期退職者」とは、令和3年3月31日に退職した者であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) その者が退職した日において、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項に規定する者のうち、電話交換業務又は介護業務に従事する職員（規則で定める者に限る。）であつたこと。
- (2) その者が退職した日が、その者の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）第2条に規定する定年退職日前であること。
- (3) その者が退職する日までに、次条の規定の適用を受けたい旨を記載した申出書を任命権者に提出し、任命権者の承認を受けたこと。

(早期退職者に対する退職手当に係る条例の特例)

第3条 早期退職者に係る退職手当金条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「その他これらに準ずる事由により退職した者」とあるのは、「神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例（令和2年 月条例第 号）第2条に規定する早期退職者（以下「早期退職者」という。）その他これらに準ずる事由により退職した者」と、「給料月額」とあるのは「給料月額（早期退職者にあつては、給料月額及び給料月額に神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例別表の左欄に掲げる退職日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額。第4項及び附則第3条において同

じ。)』とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

退職日における年齢	割合
満45歳未満	100分の50
満45歳以上満50歳未満	100分の45
満50歳以上満55歳未満	100分の40
満55歳以上満58歳未満	100分の30
満58歳以上満60歳未満	100分の20

理 由

早期退職者に対する退職手当の特例を設けるに当たり、条例を制定する必要があるため。

第4号議案

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件
 神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 北区役所，北神区役所及び西区役所に出張所を置き，その位置，名称及び所管区域は，次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
北区役所 山田出張所	神戸市北区 松が枝町2 丁目1番地 の4	青葉台，大池見山台，柏尾台，幸陽町1—3丁目， 谷上西町，谷上東町，谷上南町，西大池1—2丁 目，花山台，花山中尾台1—3丁目，花山東町，松 が枝町1—3丁目，山田町上谷上，山田町坂本，山 田町下谷上（猪ころび，今草，今草口，今草辻，馬 背，梅木谷（43番地及び46番地の北筆界以南），奥 萩原，上鷺谷，上の勝，上筑紫谷，上入道ヶ谷，鴨 谷，けかち谷，五池谷，小屋ノ谷，下鷺谷，下入道 ヶ谷，下の勝，菖蒲谷，大正坊，田代，筑紫谷，辻 の谷，中一里山，中島，中谷，西小倉，西丸山，萩 原，東小倉，福田谷，水の出谷，門口，横谷を除 く。），山田町衝原，山田町中，山田町西下，山田町 原野（芦見，石仏谷，大原山，奥谷，数ノ奥山，笹 小谷，笹原ノ尾，太右エ門山，東笹原，福田ヶ辻を 除く。），山田町東下，山田町福地，山田町与左衛門 新田
北神区役	神戸市北区	有馬町

所有馬出張所	有馬町字中ノ畑241番地の1	
北神区役所道場出張所	神戸市北区道場町塩田字下溝尻1418番地	道場町生野，道場町日下部，道場町塩田，道場町道場，道場町平田
北神区役所八多出張所	神戸市北区八多町附物字杉脇782番地の7	八多町上小名田，八多町下小名田，八多町附物，八多町中，八多町西畑，八多町屏風，八多町深谷，八多町柳谷，八多町吉尾
北神区役所大沢出張所	神戸市北区大沢町中大沢字泓1000番地の1	大沢町市原，大沢町上大沢，大沢町神付，大沢町簾，大沢町中大沢，大沢町日西原
北神区役所長尾出張所	神戸市北区長尾町宅原319番地の2	赤松台1—2丁目，鹿の子台北町1—8丁目，鹿の子台南町1—6丁目，上津台1—9丁目，長尾町宅原，長尾町上津
北神区役所淡河出張所	神戸市北区淡河町木津字尾通54番地	淡河町淡河，淡河町勝雄，淡河町北僧尾，淡河町北畑，淡河町木津，淡河町行原，淡河町神田，淡河町中山，淡河町野瀬，淡河町萩原，淡河町東畑，淡河町神影，淡河町南僧尾
西区役所伊川谷出張所	神戸市西区池上4丁目15番地の2	伊川谷町有瀬，伊川谷町井吹，伊川谷町上脇，伊川谷町小寺，伊川谷町潤和，伊川谷町前開，伊川谷町長坂，伊川谷町布施畑，伊川谷町別府，池上1—5丁目，今寺，大津和1—3丁目，北別府1—5丁目，白水1—3丁目，前開南町1—2丁目，天王山，南別府1—5丁目，和井取
西区役所	神戸市西区	井吹台北町1—5丁目，井吹台西町1—8丁目，井

西神中央出張所	糀台5丁目 6番地の1	吹台東町1-7丁目, 学園西町1-8丁目, 学園東町1-9丁目, 檜野台1-6丁目, 春日台1-9丁目, 狩場台1-5丁目, 糀台1-6丁目, 高塚台1-7丁目, 竹の台1-6丁目, 櫛谷町池谷, 櫛谷町菅野, 櫛谷町谷口, 櫛谷町寺谷, 櫛谷町栃木, 櫛谷町友清, 櫛谷町長谷, 櫛谷町福谷, 櫛谷町松本, 平野町印路, 平野町大野, 平野町大畑, 平野町堅田, 平野町黒田, 平野町慶明, 平野町繁田, 平野町芝崎, 平野町下村, 平野町常本, 平野町中津, 平野町西戸田, 平野町福中, 平野町宮前, 平野町向井, 美賀多台1-9丁目, 室谷1-2丁目
西区役所櫛谷出張所	神戸市西区櫛谷町長谷 字光松71番地 の1	櫛谷町池谷, 櫛谷町菅野, 櫛谷町谷口, 櫛谷町寺谷, 櫛谷町栃木, 櫛谷町友清, 櫛谷町長谷, 櫛谷町福谷, 櫛谷町松本
西区役所押部谷出張所	神戸市西区押部谷町西盛 字老之本 313番地	秋葉台1-3丁目, 押部谷町押部, 押部谷町木津, 押部谷町近江, 押部谷町木見, 押部谷町木幡, 押部谷町細田, 押部谷町栄, 押部谷町高和, 押部谷町西盛, 押部谷福住, 押部谷養田, 押部谷町和田, 北山台1-3丁目, 桜が丘中町1-6丁目, 桜が丘西町1-6丁目, 桜が丘東町1-6丁目, 高雄台, 月が丘1-7丁目, 富士見が丘1-5丁目, 見津が丘1-7丁目, 美穂が丘1-5丁目
西区役所平野出張所	神戸市西区平野町宮前 字上松148番 地	平野町印路, 平野町大野, 平野町大畑, 平野町堅田, 平野町黒田, 平野町慶明, 平野町繁田, 平野町芝崎, 平野町下村, 平野町常本, 平野町中津, 平野町西戸田, 平野町福中, 平野町宮前, 平野町向井
西区役所神出出張所	神戸市西区神出町田井	神出町五百蔵, 神出町池田, 神出町北, 神出町古神, 神出町小束野, 神出町田井, 神出町東, 神出町

所	字 蔵 垣 内 50 番 地	広谷，神出町宝勢，神出町南，神出町紫合，神出町 勝成
西 区 役 所 岩 岡 出 張 所	神 戸 市 西 区 岩 岡 町 岩 岡 字 西 場 922 番 地 の 1	岩岡町岩岡，岩岡町印路，岩岡町西脇，岩岡町野 中，岩岡町古郷，大沢 1—2 丁目，上新地 1—3 丁 目，福吉台 1—2 丁目，竜が岡 1—5 丁目

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

北区役所山田出張所等を設置する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市区の設置等に関する条例 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第5条 西区役所に出張所を置き、その位置、名

第5条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出

称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、

次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西区役所	神戸市西	井吹台北町1-5丁
西神中央	区糺台5	目、井吹台西町1-8
出張所	丁目6番	丁目、井吹台東町1-
	地の1	7丁目、榎野台1-6
		丁目、狩場台1-5丁
		目、糺台1-6丁目、
		竹の台1-6丁目、櫛
		谷町池谷、櫛谷町菅
		野、櫛谷町谷口、櫛谷
		町寺谷、櫛谷町栃木、
		櫛谷町友清、櫛谷町長
		谷、櫛谷町福谷、櫛谷
		町松本、春日台1-9
		丁目、平野町印路、平
		野町大野、平野町大
		畑、平野町堅田、平野
		町黒田、平野町慶明、
		平野町繁田、平野町芝
		崎、平野町下村、平野
		町常本、平野町中津、
		平野町西戸田、平野町
		福中、平野町宮前、平
		野町向井、美賀多台1

名称	位置	所管区域
北区役所	神戸市北	青葉台、大池見山台、
山田出張	区松が枝	柏尾台、幸陽町1-3
所	町2丁目	丁目、谷上西町、谷上
	1番地の	東町、谷上南町、西大
	4	池1-2丁目、花山
		台、花山中尾台1-3
		丁目、花山東町、松が
		枝町1-3丁目、山田
		町上谷上、山田町坂
		本、山田町下谷上(猪
		ころび、今草、今草
		口、今草辻、馬背、梅
		木谷(43番地及び46番
		地の北筆界以南)、奥萩
		原、上鷺谷、上の勝、
		上筑紫谷、上入道ケ
		谷、鴨谷、けかち谷、
		五池谷、小屋ノ谷、下
		鷺谷、下入道ケ谷、下
		の勝、菖蒲谷、大正
		坊、田代、筑紫谷、辻
		の谷、中一里山、中

		9丁目
--	--	-----

		島，中谷，西小倉，西丸山，萩原，東小倉，福田谷，水の出谷，門口，横谷を除く。)，山田町衝原，山田町中，山田町西下，山田町原野（芦見，石仏谷，大原山，奥谷，数ノ奥山，笹小谷，笹原ノ尾，太右エ門山，東笹原，福田ヶ辻を除く。)，山田町東下，山田町福地，山田町与左衛門新田
北神区役 所有馬出 張所	神戸市北 区有馬町 字中ノ畑 241番地の 1	有馬町
北神区役 所道場出 張所	神戸市北 区道場町 塩田字下 溝尻1418 番地	道場町生野，道場町日下部，道場町塩田，道場町道場，道場町平田
北神区役 所八多出 張所	神戸市北 区八多町 附物字杉 脇782番地 の7	八多町上小名田，八多町下小名田，八多町附物，八多町中，八多町西畑，八多町屏風，八多町深谷，八多町柳谷，八多町吉尾

北神区役所大沢出張所	神戸市北区大沢町中大沢字泓 1000 番地の 1	大沢町市原，大沢町上大沢，大沢町神付，大沢町簾，大沢町中大沢，大沢町日西原
北神区役所長尾出張所	神戸市北区長尾町宅原 319 番地の 2	赤松台 1－2 丁目，鹿の子台北町 1－8 丁目，鹿の子台南町 1－6 丁目，上津台 1－9 丁目，長尾町宅原，長尾町上津
北神区役所淡河出張所	神戸市北区淡河町木津字尾通 54 番地	淡河町淡河，淡河町勝雄，淡河町北僧尾，淡河町北畑，淡河町木津，淡河町行原，淡河町神田，淡河町中山，淡河町野瀬，淡河町萩原，淡河町東畑，淡河町神影，淡河町南僧尾
西区役所伊川谷出張所	神戸市西区池上 4 丁目 15 番地の 2	伊川谷町有瀬，伊川谷町井吹，伊川谷町上脇，伊川谷町小寺，伊川谷町潤和，伊川谷町前開，伊川谷町長坂，伊川谷町布施畑，伊川谷町別府，池上 1－5 丁目，今寺，大津和 1－3 丁目，北別府 1－5 丁目，白水 1－3 丁目，前開南町 1－2 丁

		目，天王山，南別府 1—5 丁目，和井取
西区役所 西神中央 出張所	神戸市西 区糀台 5 丁目 6 番 地の 1	井吹台北町 1—5 丁目，井吹台西町 1—8 丁目，井吹台東町 1—7 丁目，学園西町 1—8 丁目，学園東町 1—9 丁目，樫野台 1—6 丁目，春日台 1—9 丁目，狩場台 1—5 丁目，糀台 1—6 丁目，高塚台 1—7 丁目，竹の台 1—6 丁目，櫛谷町池谷，櫛谷町菅野，櫛谷町谷口，櫛谷町寺谷，櫛谷町栃木，櫛谷町友清，櫛谷町長谷，櫛谷町福谷，櫛谷町松本，平野町印路，平野町大野，平野町大畑，平野町堅田，平野町黒田，平野町慶明，平野町繁田，平野町芝崎，平野町下村，平野町常本，平野町中津，平野町西戸田，平野町福中，平野町宮前，平野町向井，美賀多台 1—9 丁目，室谷 1—2 丁目

西区役所 櫛谷出張 所	神戸市西 区櫛谷町 長谷字光 松71番地 の1	櫛谷町池谷，櫛谷町菅 野，櫛谷町谷口，櫛谷 町寺谷，櫛谷町栃木， 櫛谷町友清，櫛谷町長 谷，櫛谷町福谷，櫛谷 町松本
西区役所 押部谷出 張所	神戸市西 区押部谷 町西盛字 老之本313 番地	秋葉台1－3丁目，押 部谷町押部，押部谷町 木津，押部谷町近江， 押部谷町木見，押部谷 町木幡，押部谷町細 田，押部谷町栄，押部 谷町高和，押部谷町西 盛，押部谷福住，押部 谷養田，押部谷町和 田，北山台1－3丁 目，桜が丘中町1－6 丁目，桜が丘西町1－ 6丁目，桜が丘東町1 －6丁目，高雄台，月 が丘1－7丁目，富士 見が丘1－5丁目，見 津が丘1－7丁目，美 穂が丘1－5丁目
西区役所 平野出張 所	神戸市西 区平野町 宮前字上 松148番地	平野町印路，平野町大 野，平野町大畑，平野 町堅田，平野町黒田， 平野町慶明，平野町繁 田，平野町芝崎，平野 町下村，平野町常本，

		平野町中津，平野町西戸田，平野町福中，平野町宮前，平野町向井
西区役所 神出出張所	神戸市西区 神出町 田井字蔵 垣内50番 地	神出町五百蔵，神出町池田，神出町北，神出町古神，神出町小束野，神出町田井，神出町東，神出町広谷，神出町宝勢，神出町南，神出町紫合，神出町勝成
西区役所 岩岡出張所	神戸市西区 岩岡町 岩岡字西 場922番地 の1	岩岡町岩岡，岩岡町印路，岩岡町西脇，岩岡町野中，岩岡町古郷，大沢1－2丁目，上新地1－3丁目，福吉台1－2丁目，竜が岡1－5丁目

第5号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件
神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条市民参画推進局の項を次のように改める。

文化スポーツ局

- (1) スポーツに関する事項
- (2) 文化に関する事項
- (3) 図書館及び博物館に関する事項

第1条保健福祉局の項中「保健福祉局」を「福祉局」に改め、同項中第3号を削り、同項の次に次のように加える。

健康局

- (1) 健康に関する事項
- (2) 保健衛生に関する事項

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成31年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「教育に関する事務のうちスポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 図書館, 博物館, 美術館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置, 管理及び廃止に関すること(法第21

条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。)

(3) 文化に関すること。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健福祉局生活福祉部保護課更生センター若しくは保健所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター」を「福祉局保護課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター」に改める。

第8条中「こども家庭局こども育成部総合療育センター」を「こども家庭局総合療育センター」に改める。

第10条中「こども家庭局こども育成部若葉学園」を「こども家庭局若葉学園」に改める。

第12条中「保健福祉局保健所食肉衛生検査所」を「健康局保健所食肉衛生検査所」に改める。

第15条中「経済観光局農政部」を「経済観光局」に改める。

第17条中「保健福祉局保健所食肉衛生検査所」を「健康局保健所食肉衛生検査所」に改める。

第22条中「環境局事業部クリーンセンター」を「環境局クリーンセンター」に改める。

第23条中「環境局事業部事業所」を「環境局事業所」に、「港湾局みなと振興部海務課」を「港湾局海務課」に改める。

第27条中「港湾局みなと振興部海務課」を「港湾局海務課」に改める。

第28条中「港湾局工務・防災部」を「港湾局」に改める。

第36条第1項第6号中「専任救助隊」を「特別救助隊」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(障害者施策推進協議会条例の一部改正)
- 2 神戸市障害者施策推進協議会条例(昭和47年3月条例第57号)の一部を次のように改正する。
第7条中「保健福祉局」を「福祉局」に改める。
(市民福祉調査委員会条例の一部改正)
- 3 神戸市市民福祉調査委員会条例(平成12年3月条例第101号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。
第7条中「保健福祉局又は」を「福祉局、健康局又は」に、「保健福祉局)」を「福祉局)」に改める。
(地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例の一部改正)
- 4 地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例(平成20年3月条例第57号)の一部を次のように改正する。
第8条中「保健福祉局」を「健康局」に改める。
(公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例の一部改正)
- 5 公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例(平成30年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。
第7条中「保健福祉局」を「健康局」に改める。
(図書館条例の一部改正)
- 6 神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。
第4条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
(都市景観条例の一部改正)
- 7 神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)の一部を次のように改正す

る。

第20条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条第1項中「及び教育委員会」を削り，同条第2項中「及び教育委員会規則」を削り，同条第3項中「及び教育委員会」を削る。

第22条中「及び教育委員会」及び「市長にあつては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに，教育委員会にあつては」を削る。

第23条中「及び教育委員会」を削る。

第24条中「及び教育委員会規則」を削り，「市長及び教育委員会」を「市長」に改める。

第25条中「及び教育委員会」を削る。

第37条中「又は教育委員会規則」を削る。

第38条第2号中「及び教育委員会」を削る。

(博物館条例の一部改正)

8 神戸市立博物館条例（昭和57年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項第2号中「教育委員会」を「市長」に改め，同条第3項中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第4項及び第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会の」を「市長の」に改める。

第9条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(埋蔵文化財センター条例の一部改正)

9 神戸市埋蔵文化財センター条例（平成3年3月条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、同条第3号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条から第10条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(小磯記念美術館条例の一部改正)

10 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」

に改める。

第9条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項第2号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例の一部改正)

11 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会に」を「市長に」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会は」を「市長は」に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」

に改め、同条第3項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第23条第1項中「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条から第27条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第28条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第29条から第34条まで及び第36条から第41条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第45条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第46条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第47条から第49条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第50条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第51条から第55条まで及び第57条から第59条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第60条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第61条及び第62条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第63条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第64条第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(風見鶏の館等条例の一部改正)

12 神戸市風見鶏の館等条例(平成11年3月条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び高等学校」を「，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校」に，「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め，同条第3項中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第5条中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会の」を「市長の」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め，同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(生涯学習支援センターその他の施設条例の一部改正)

13 神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例（平成12年3月条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会の」を「市長の」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に，「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条中「教育委員会は」を「市長は」に，「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第18条及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

14 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改める。

第9条第1項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 15 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

神戸市市民参画推進局 指定管理者選定評価委 員会
神戸市保健福祉局指定 管理者選定評価委員会

を

」

「

神戸市文化スポーツ局 指定管理者選定評価委 員会
神戸市福祉局指定管理 者選定評価委員会
神戸市健康局指定管理 者選定評価委員会

に改める。

」

(図書館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 16 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市立図書館条例，神戸市都市景観条例，神戸市立博物館条例，神戸市埋蔵文化財センター条例，神戸市立小磯記念美術館条例，神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例，神戸市風見鶏の館等条例，神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例又は神戸ゆかりの美術館条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可，指定，承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有する

もの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

理 由

職制等を改正するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市事務分掌条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。

略

市民参画推進局

- (1) 市民参画の推進に関する事項
- (2) 市民生活に関する事項
- (3) 市民文化に関する事項
- (4) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

保健福祉局

- (1), (2) 略
- (3) 保健衛生に関する事項

略

文化スポーツ局

- (1) スポーツに関する事項
- (2) 文化に関する事項
- (3) 図書館及び博物館に関する事項

福祉局

健康局

- (1) 健康に関する事項
- (2) 保健衛生に関する事項

(参考 2)

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例 ぬきがき

(現 行)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうちスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については、市長が管理し、及び執行するものとする。

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

。以下「法」という。

次に掲げる教育に関する事務

- (1) 図書館、博物館、美術館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること。

(参考 3)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、保健福祉局生活福祉部保護課更生センター若しくは保健所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

福祉局保護課

更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター

(児童発達支援センター療育手当)

第8条 児童発達支援センター療育手当は、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター又は西部療育センターに勤務する職員でまるやま学園、ひまわり学園又はのぼら学園の肢体不自由のある児童に対する整肢指導、言語訓練又は生活指導等の療育業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額250円とする。

こども

も家庭局総合療育センター

(児童自立支援業務手当)

第10条 児童自立支援業務手当は、こども家庭局こども育成部若葉学園（以下この条において「若葉学園」という。）に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額（第1号及び第2号に掲げる業務に従事する者に対しては、第1号に定める額）とする。

こども家庭

局若葉学園

(1)～(3) 略

(食肉衛生検査業務手当)

第12条 食肉衛生検査業務手当は、保健福祉局保健所食肉衛生検査所に勤務する職員で食肉の衛生検査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(鳥獣捕獲業務手当)

第15条 鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局農政部に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。

(切迫とさつ業務手当)

第17条 切迫とさつ業務手当は、保健福祉局保健所食肉衛生検査所又は経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場に勤務する職員で切迫とさつ業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局事業部クリーンセンターに勤務する技術職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(犬猫等放置死体処理手当)

第23条 犬猫等放置死体処理手当は、環境局事業部事業所又は港湾局みなと振興部海務課に勤務する職員で市民からの通報その他の通報による犬、猫等の放置死体の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、1件につき250

健康局保健

所食肉衛生検査所

経済観光局

健康局保健所

食肉衛生検査所

環境局クリーン

センター

環境局事

業所

港湾局海務課

円とする。

(船長等業務手当)

第27条 船長等業務手当は、港湾局みなと振興部海務課に勤務する船長，機関長，航海士又は機関士で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

港湾局海務課

(粉じん作業手当)

第28条 粉じん作業手当は，都市局新都市事業部又は港湾局工務・防災部に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し，その額は，日額150円とする。

港湾局

(消防職員手当)

第36条 消防職員手当は，次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し，その額は，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 略

(6) 小隊を指揮する職務であって消防長が定めるもの，専任救助隊若しくは救急隊の業務又は管制業務 日額300円を超えない範囲内において消防長が定める額

特別救助隊

(7) 略

2～4 略

(参考 4)

神戸市障害者施策推進協議会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

福祉局

(参考 5)

神戸市市民福祉調査委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第2項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第9条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

条第1項

第7

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局又は教育委員会事務局（社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、保健福祉局）において処理する。

福祉局，健康局又は

福祉局)

(参考 6)

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

健康局

(参考 7)

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

健康局

(参考 8)

神戸市立図書館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入館の制限等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒絶し、図書館からの退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

市長

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第5条 何人も、図書館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理上支障があると認める行為

市長

(図書館協議会)

第7条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

市長

市長

3～5 略

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(指定管理者の指定等)

第8条 教育委員会は、次に掲げる図書館の管理に関する業務を図書館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの

市長

市長

(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「第8条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

(施行細目の委任)

第9条 図書館の開館時間、休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 9)

神戸市都市景観条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(保存計画)

第20条 教育委員会は、保存地区が定められたときは、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第9章に定める神戸市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

市長

2 略

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

市長

4 略

(現状変更行為の規制)

第21条 保存地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の規定は、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第22条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為が市長にあつては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに、教育委員会にあつては次の各号に定める基準に適合して

いないと認める場合は、同項の規定による許可をしてはならない。

(1)～(8) 略

(国の機関等に関する特例)

第23条 第21条第1項の規定は、国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については適用しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第24条 第21条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。この場合において、第21条第1項の許可又は前条の協議に係る行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第25条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第21条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)～(3) 略

(施行の細目)

市長

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第25条第1項の規定による市長及び教育委員会の命令に違反した者
- (3), (4) 略

(参考 10)

神戸市立博物館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 博物館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) その他教育委員会が必要と認める事業
(観覧料等)

市長

第4条 略

2 博物館において開催される展示を観覧しようとする者は、次の各号に掲げる展示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(1) 略

(2) 特別展 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額

市長

3 教育委員会は、博物館で開催される展示の観覧について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

市長は

規則

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

規則

5 第2項の観覧料(前項の料金を含む。次条、第6条、第7条、第10条及び第13条第1項第3号において同じ。)を納付しなければ立ち入ることができない区域は、教育委員会規則で定める。

規則

(観覧料の納付)

第5条 観覧料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規則

(観覧料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の返還)

第7条 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(資料の特別利用)

第8条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 略

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 略

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担とすべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定

市長は 規則

規則

規則

市長の

市長は

規則

規則

規則

規

市長

市長

した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

(入館の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館（観覧料を納付しなければ立ち入ることができない区域への立入りを含む。第3号において同じ。）を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

市長

(1), (2) 略

(3) その他教育委員会が入館を不相当と認める者

市長

(損害の賠償等)

第11条 入館者は、博物館の施設、設備、博物館資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

市長

(博物館協議会)

第12条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

市長

市長

3, 4 略

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる博物館の管理に関する業務を博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以

市長

市長

下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

市長

市長

市長

(施行細目の委任)

第14条 博物館の休館日及び開館時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 11)

神戸市埋蔵文化財センター条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市長

(観覧料等)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、センターにおいて開催される特別展示を観覧しようとする者は、1,000円の範囲内でその都度教育委員会が定める額の観覧料を納付しなければならない。

市長

3 観覧料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規則

(観覧料の減免)

第5条 教育委員会は、公益を目的とするときその他教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

市長は
規則

(観覧料の返還)

第6条 既納の観覧料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

規則

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退去を命じることがで

市長

きる。

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める者

規則

(資料の貸出し)

第8条 教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のため特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、資料の貸出しを受けることができる。

市長

(損害の賠償等)

第9条 センターの施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

市長

(指定管理者の指定等)

第10条 教育委員会は、次に掲げるセンターの管理に関する業務をセンターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会は」とあるのは、「第10条第1項に規定する指定管理者は」とする。

市長

(施行細目の委任)

第11条 センターの休館日及び開館時間その他の
の条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会
規則で定める。

規則

(参考 12)

神戸市立小磯記念美術館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市長

(入館料等)

第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める。

市長

2 教育委員会は、美術館の入館について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別入館券を発行することができる。

市長は

規則

3 前項の特別入館券の料金は、4,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

規則

(入館料の納付)

第5条 入館料(前条第3項の料金を含む。次条、第7条及び第13条第1項第3号において同じ。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規

則

(入館料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

市長は 規則

(入館料の返還)

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるとき

規則

は、その全部又は一部を返還することができる。

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧、模写、撮影等をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長の

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

市長は

規則

規則

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

規

則

3 略

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 略

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

市長

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

市長

(入館の制限等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

市長

(1),(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が
支障があると認める者

市長

(損害の賠償等)

第11条 入館者は、美術館の施設、設備、美術館
資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したとき
は、教育委員会の指示するところに従い、これ
を原状に復し、又その損害を賠償しなければなら
ない。

市長

(美術館協議会)

第12条 略

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関
係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並
びに学識経験のある者その他教育委員会が適当
であると認める者の中から教育委員会が委嘱す
る。

市長

市長

3, 4 略

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織
及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則
で定める。

規則

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる美術館の管理
に関する業務を美術館の管理について地方自治
法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の
規定による教育委員会の指定を受けたもの（以
下「指定管理者」という。）に行わせることがで
きる。

市長

市長

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が
定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又は
その指定を取り消したときは、その旨を告示す
るものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

市長

市長

市長

(施行細目の委任)

第14条 美術館の休館日及び開館時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(参考 13)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(指定)

第6条 教育委員会は、有形文化財（兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定有形文化財に指定することができる。

市長

2, 3 略

4 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該神戸市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

市長

(解除)

第7条 神戸市指定有形文化財が神戸市指定有形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

市長

2 略

3 前項において準用する前条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたとき又は同条第1項の規定による指定の効力が失われたときは、当該神戸市指定有形文化財の所有者は、速やかに、指定書を教育委員会に返付しなければならない。

市長

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 神戸市指定有形文化財の所有者（以下この章において単に「所有者」という。）は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、神戸市指定有形文化財を管理しなければならない。

規則及び市長

2 略

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

市長

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第9条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

2 所有者は、管理責任者を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

3 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

市長

(滅失、損傷等)

第10条 神戸市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

(所在の変更)

第11条 神戸市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめ、指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

市長に

規則

(管理又は修理の補助)

第13条 略

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。ただし、第15条第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて前項の管理又は修理のための経費の一部に充てさせるため同項の補助金を交付する場合は、この限りでない。

市長

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する神戸市指定有形文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

市長

(管理又は修理に関する勧告)

第15条 神戸市指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため神戸市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

市長

2 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

市長

(補助に係る指定有形文化財譲渡の場合の納付金)

第16条 市が修理又は滅失、損傷若しくは盗難の防止の措置(以下この条において「修理等」という。)につき第13条第1項の規定により補助金を交付した神戸市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは

受贈者（第2次以下の相続人，受遺者又は受贈者を含む。）は，補助に係る修理等が行われた後当該神戸市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては，当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後神戸市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において「納付金額」という。）を，教育委員会規則で定めるところにより，市に納付しなければならない。

規則

2 補助に係る修理等が行われた後，当該神戸市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他教育委員会規則で定める特別の理由がある場合には，教育委員会は，納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

規則

規

3 納付金額の算定に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。

市長は

規則

（現状変更等の制限）

第17条 神戸市指定有形文化財に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，教育委員会の許可を受けなければならない。ただし，現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合，保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は，この限りでない。

市長

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は，教育委員会規則で定める。

規則

3 教育委員会は，第1項の許可を与える場合において，その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

市長

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは，教育委員会は，許可に

市長

係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

(修理の届出等)

第18条 神戸市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定により補助金の交付を受けて修理を行う場合、第15条第2項の規定により勧告を受けた場合又は前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

2 神戸市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る神戸市指定有形文化財の修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(教育委員会等による公開)

第20条 教育委員会は、所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため神戸市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 前項の規定により神戸市指定有形文化財が出品されたときは、教育委員会は、その職員のうちから、その神戸市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、教育委員会規則で定める基準により、市の負担とする。

4 教育委員会は、所有者に対し、3箇月以内の期間を限って、神戸市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

5 教育委員会は、所有者に対し、前項の規定に

市

長

市長

市長

市長

市長

市長

規則

市長

市長

よる公開及び当該公開に係る神戸市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者以外の者による公開)

第23条 所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて神戸市指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会規則で定める施設において、国の機関又は地方公共団体が展覧会その他の催しを主催する場合は、教育委員会に届け出ることをもって足りる。

市長の

規則

市長に

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る神戸市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

市長

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

市長

(保存のための調査)

第24条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、神戸市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

市長

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第25条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該神戸市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

市長

2 略

(指定無形文化財の指定等)

第26条 教育委員会は、無形文化財（県条例第20

市長

条第1項の規定により兵庫県指定重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち重要なものを神戸市指定無形文化財に指定することができる。

2 前項の規定により指定をするに当たっては、教育委員会は、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体（神戸市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

市長

3 略

4 第1項の規定による指定をした後においても、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、教育委員会は、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

市長

5 略

（指定無形文化財の指定等の解除）

第27条 神戸市指定無形文化財が神戸市指定無形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

市長

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

市長

3 略

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持

団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、神戸市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

市長

(保持者の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

規則

市長に

(指定無形文化財の保存)

第29条 教育委員会は、神戸市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、神戸市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

市長

2, 3 略

(指定無形文化財の公開)

第30条 教育委員会は、神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し神戸市指定無形文化財の公開を、神戸市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

市長

(指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第31条 教育委員会は、神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必

市長

要な助言又は勧告をすることができる。

(指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財の指定)

第32条 教育委員会は、有形の民俗文化財（県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち特に重要なものを神戸市指定有形民俗文化財に、無形の民俗文化財（同項の規定により兵庫県指定重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち特に重要なものを神戸市指定無形民俗文化財に指定することができる。

市長

2, 3 略

(指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財の指定の解除)

第33条 神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財が神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

市

長

2, 3 略

(現状変更等の届出等)

第34条 神戸市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市

長

2 神戸市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る神戸市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

市長

(指定無形民俗文化財の保存)

第36条 教育委員会は、神戸市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、神戸市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

市長

2, 3 略

(指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第37条 教育委員会は、神戸市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

市長

(指定)

第38条 教育委員会は、記念物（県条例第31条第1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定史跡、神戸市指定名勝又は神戸市指定天然記念物（以下「神戸市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

市長

2, 3 略

(解除)

第39条 神戸市指定史跡名勝天然記念物が神戸市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

市長

2 略

(標識等の設置)

第40条 教育委員会は、神戸市指定史跡名勝天然記念物のうち市民が観覧する上で必要があると認めるものについて、標識及び説明板を設置するものとする。

市長

(土地の所在等の異動)

第41条 神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第43条において準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

（登録文化財の登録）

第44条 教育委員会は、文化財（県条例により指定された文化財及び第2章から前章までに定める文化財を除く。）のうちその文化財としての価値にかんがみ保存及び活用の必要なものを神戸市登録文化財として登録し、必要な措置を講ずることができる。

市長

2 前項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

（地域文化財の認定）

第45条 教育委員会は、文化財（県条例により指定された文化財及び第2章から前章までに定める文化財を除く。）のうち地域に伝え残され、及び親しまれているものであって保存及び活用の必要なものを神戸市地域文化財として認定し、必要な措置を講ずることができる。

市長

2 前項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

（歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定）

第46条 教育委員会は、次章に定める文化環境保存区域内に存する有形文化財（県条例第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたもの及び第6条第1項の規定により神戸市指定有形文化財に指定したものを除く。）のうち文化環境の保存上特に重要なものを神戸

市長

市歴史的建造物その他の有形の文化的所産に選定することができる。

2 前項に規定する神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定)

第47条 教育委員会は、文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保存するため必要な区域を文化環境保存区域として指定することができる。

2, 3 略

(解除)

第48条 教育委員会は、文化環境保存区域について、文化環境を保存する必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 略

(標識の設置)

第49条 教育委員会は、文化環境保存区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

2 略

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を教育委員会の承諾を得ないで移転し、除却し、汚損し、又は損壊してはならない。

(文化環境保存区域内における届出)

第50条 文化環境保存区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を教育委員会に届け出なければならない。

(1)~(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、

規則

市長

市長

市長

市長

規則

市長に

適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
であって教育委員会規則で定めるもの

規則

(2), (3) 略

3 前項第2号又は第3号に掲げる行為を行った者は、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

市長

(勧告等)

第51条 教育委員会は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により文化環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、同項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な事項を指示し、又はその行為の禁止、中止若しくは停止、その行為の内容の変更その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを指導し、若しくは勧告することができる。

市長

(報告の徴収等)

第52条 教育委員会は、第50条第1項各号のいずれかに該当する行為が行われ、又は行われようとしている場合において、文化環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他文化環境に関する調査に係る事項の報告を求めることができる。

市長

2 前項の規定により、教育委員会が自ら調査を行うことを決定し、又は同項に規定する関係者に対し同項に規定する報告を求めたときは、当該関係者は、第50条第1項各号のいずれかに該当する当該行為を中止し、又は停止しなければ

市長

ならない。

(違反者等に対する命令)

第53条 教育委員会は、第50条第1項の規定による届出をしないで同項各号のいずれかに該当する行為を行い、若しくは行おうとする者又は第51条の規定による指導若しくは勧告に従わない者に対し、当該行為の禁止、中止又は停止、当該行為の内容の変更、原状回復その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

市長

(選定保存技術の選定等)

第54条 教育委員会は、市が指定した文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)で保存の措置を講ずる必要があるものを神戸市選定保存技術として選定することができる。

市長

2 前項の規定による選定をするに当たっては、教育委員会は、神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体(神戸市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

市長

3, 4 略

(選定等の解除)

第55条 神戸市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

市長

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、教育委員会

市長

は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 略

4 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、神戸市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

市長

（審議会の設置）

第57条 教育委員会の附属機関として、神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

市長

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財（法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を含む。以下この章において同じ。）の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に意見を述べるものとする。

市長

（審議会の組織）

第58条 略

2 前項の委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当であると認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

長
長

市
市

3, 4 略

5 教育委員会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置く

市長

ことができる。

6 前項の臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

市長

7 略

(審議会への諮問)

第59条 教育委員会は、次に掲げる事項について

市長

は、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は第10号に掲げる解除が第27条第4項又は第55条第4項の規定によるものであるときは、この限りでない。

(1)～(12) 略

(審議会の運営等)

第60条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

規則

(聴聞の特例)

第61条 教育委員会は、第17条第4項(第43条に

市長

おいて準用する場合を含む。)又は第23条第3項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)第14条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を告示しなければならない。

2 略

(審査請求の手續における意見の聴取)

第62条 第17条第1項(第43条において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可についての審査請求があったときは、当該審査請求を却下する場合を除き、教育委員会は、審査請求がされた日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきこと

市長

を命じた場合にあつては、当該不備が補正された日) から30日以内に、審査請求人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を告示しなければならない。

(施行細目の委任)

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第64条 略

2, 3 略

- 4 第17条(第43条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、神戸市指定有形文化財若しくは神戸市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金に処する。

5 略

市長

規

則

市長

市長

(参考 14)

神戸市風見鶏の館等条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(入館料及び特別入場料)

第3条 神戸市風見鶏の館に入館しようとする者

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校に就学するまでの者、同条に規定する小学校、中学校及び高等学校に在学する児童及び生徒並びにこれらに準ずる者並びに年齢が65歳以上の者であって教育委員会規則で定めるものを除く。)は、入館料として、個人にあつては500円、団体(30人以上の人員が一団となっているものをいう。)にあつては400円を納付しなければならない。

____, 義務教育学校, 高等学校, 中等教育学校及び特別支援学校

規則

- 2 神戸市風見鶏の館内において特別に展示を行う場合にあつては前項の入館料のほかに500円の範囲内において、神戸市ラインの館内において特別に展示を行う場合にあつては300円の範囲内において教育委員会が定める額の入場料(以下「特別入場料」という。)を納付しなければならない。

市長

- 3 教育委員会は、前売りを行う場合その他必要があるときと認める場合においては、入館料又は特別入場料について、それぞれの額の5割以内において教育委員会規則で定める率の割引をすることができる。

市長は

規則

(入館料等の納付)

第4条 入館料及び特別入場料(以下「入館料等」という。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

規則

(入館料等の減免)

第5条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第6条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(行為の制限)

第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は映画を撮影しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に風見鶏の館等の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) 略

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は同項の行為の制限をし、若しく

市長は 規則

規則

規則

規則

市長の

市長

市長

市長

市長

市長

はその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)～(5) 略

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) 略

(入館の制限等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、風見鶏の館等への入館を拒絶し、又は風見鶏の館等からの退去を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

- 第12条 何人も、風見鶏の館等内において、風見鶏の館等の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

(指定管理者の指定等)

- 第14条 教育委員会は、次に掲げる風見鶏の館等の管理に関する業務を風見鶏の館等の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

- 2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

- 3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場

規則

市長

市長

規則

市長

市長

市長

市長

合における第5条、第7条第1項及び第2項、
第8条第1項及び第2項、第10条第1項（第1
号を除く。）及び第2項並びに第11条の規定の適
用については、これらの規定（第5条及び第7
条第1項を除く。）中「教育委員会」とあるのは
「第14条第1項に規定する指定管理者」と、第
5条中「教育委員会は」とあるのは「第14条第
1項に規定する指定管理者は」と、第7条第1
項中「教育委員会の」とあるのは「第14条第1
項に規定する指定管理者の」とする。

（施行細目の委任）

第15条 風見鶏の館等の休館日及び開館時間その
他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委
員会規則で定める。

市長

市長

市長

規則

(参考 15)

神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用の許可)

第5条 施設（前条第8号から第11号までに掲げる施設を除く。第8条及び別表第1号において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長の

2 教育委員会は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

市長

(届出)

第6条 施設等を使用しようとする者は、施設等の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利を目的として若しくは第1条に規定する目的以外の目的のために施設等を使用しようとするときは、教育委員会規則で定める事項を教育委員会に届け出なければならない。

規則

市長に

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

市長

(1), (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適當であると認めるとき。

市長

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

市長

(1), (2) 略

(使用期間)

第8条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

市長

(使用料の納付)

第10条 使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

規則

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

市長は

規則

規則

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

規則

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

市長

2 略

(許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

市長

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反した

規則

とき。

(2)～(5) 略

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

市長

(1), (2) 略

(入館の制限等)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

市長

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第17条 何人もセンター内において、センターの管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

規則

(立入り等)

第18条 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

市長

(原状回復の義務)

第19条 略

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

市長

(指定管理者の指定等)

第21条 教育委員会は、次に掲げるセンターの管理に関する業務をセンターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

市長

(1)～(4) 略	
(5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会</u> が定める業務	市長
2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の <u>教育委員会規則</u> で定める書類を <u>教育委員会</u> に提出しなければならない。	規則 市長に
3 <u>教育委員会</u> は、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。	市長
4 <u>教育委員会</u> は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。	市長
5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第11条、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項の規定の適用については、これらの規定（第5条第1項、第6条、第11条及び第15条第1項を除く。）中「 <u>教育委員会</u> 」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者」と、第5条第1項中「 <u>教育委員会</u> の」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者の」と、第6条中「 <u>教育委員会</u> に」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者に」と、第11条及び第15条第1項中「 <u>教育委員会</u> は」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者は」とする。	市長 市 市長 市長
(施行細目の委任)	
第22条 センターの使用時間及び休館日その他のこの条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	規則
別表(第9条関係)	

(1) 略

(2) 附属設備の使用料

1 設備 1 回につき3,000円の範囲内において

教育委員会規則で定める額

規則

(参考 16)

神戸ゆかりの美術館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市長

(入館料等)

第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額(特別に展示を行う場合は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める額)の入館料を納付しなければならない。

市長

2 教育委員会は、美術館の入館について、前項の額の範囲内で教育委員会が定める額の特別入館券を発行することができる。

市長

市長

(入館料の納付)

第5条 入館料(前条第2項の特別入館券に係るものを含む。次条及び第7条において同じ。)は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

規則

(入館料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、入館料を減額し、又は免除することができる。

市長は

規則

規則

(入館料の返還)

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる

規則

る。

(資料の特別利用)

第8条 美術館資料の熟覧，模写，模造，撮影その他これらに類する行為をしようとする者は，教育委員会規則で定めるところにより，教育委員会の許可を受けなければならない。

規則

市長の

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は，第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は，教育委員会規則で定めるところにより，美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

市長は

規則

2 前項の許可の対象となる施設については，教育委員会規則で定める。

規則

規

3 略

4 次に掲げる費用は，第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 略

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

市長

5 前項各号に掲げる費用について，電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため，第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは，同項の許可を受けた者は，教育委員会が定めた基準により算定した金額を，前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

市長

(入館の制限等)

第10条 教育委員会は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，美術館への入館を拒絶し，又は美術館からの退去を命ずることができる。

市長

(1)～(5) 略

(行為の禁止)

第11条 何人も、美術館内において、美術館の管理上支障がある行為で教育委員会規則で定めるものをしてはならない。

規則

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる美術館の管理に関する業務を美術館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

市長

市長

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

市長

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

市長

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第2項、第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第4条第2項及び第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

市長

市長

市長

市長

(施行細目の委任)

第14条 美術館の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規

規則

則で定める。

|

(参考 17)

執行機関の附属機関に関する条例 めきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第 1 条関係)

(1) 市長の附属機関 (次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。)

附属機関	担任する事務
略	略
略	略
<u>神戸市市民参画 推進局指定管理 者選定評価委員 会</u>	略
<u>神戸市保健福祉 局指定管理者選 定評価委員会</u>	
略	
略	

(2)~(4) 略

<u>神戸市文化スポ ーツ局指定管理 者選定評価委員 会</u>	略
<u>神戸市福祉局指 定管理者選定評 価委員会</u>	
<u>神戸市健康局指 定管理者選定評 価委員会</u>	

第 6 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件
神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例
神戸市職員定数条例（昭和24年 9 月条例第146号）の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 8,160人（うち福祉事務所職員 798人）
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 9,301人（うち教育職員 8,431人）
- (6) 消防職員 1,431人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 994人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,641人

2 次の各号に掲げる職員は，前項に定める職員の定数に含まないものとする。

- (1) 退職者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の 4 第 1 項に規定する休業をしている者
- (3) 他の地方公共団体へ派遣されている者
- (4) 外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている者

- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）
第2条第1項の規定により派遣されている者
 - (6) 職員をもつて組織する職員団体又は労働組合の業務に専従する者
 - (7) 消防職員であつて初任教習中のもの及び救急救命士養成に係る研修中のもの
 - (8) 交通局乗務員研修生
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める団体に勤務を命ぜられた者
- 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員定数条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の事務部局 _____
_____の職員 8,120人 (うち福祉事務
所職員 737人)
- (2) 議会の事務部局の職員 35人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 14人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 23人
- (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の
所管に属する学校その他の教育機関の職員
9,456人 (うち教育職員 8,512人)
- (6) 消防職員 1,431人
- (7) 人事委員会の事務部局の職員 16人
- (8) 農業委員会の事務部局の職員 10人
- (9) 交通局の職員 993人
- (10) 水道局の職員 657人
- (11) 合計 20,755人

2 休職者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の4第1項に規定する休業をしている者、外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている者、職員をもつて組織する職員団体又は労働組合の業務に専従する者、消防職員であつて初任教習中のもの及び救急救命士養成に係る研修中のもの、交通局乗務員研修生並びに規則で定める団体に勤務を命ぜられた者であつて当該団体が給与を負担するものは、前項に定める職員の定数に含まないものとする。

及び市長の所管に属する

教育機関 8,160人
798人

9,301人 8,431人

994人

20,641人

2 次の各号に掲げる職員は、前項に定める職員の定数に含まないものとする。

- (1) 休職者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の4第1項に規定する休業をしている者
- (3) 他の地方公共団体へ派遣されている者
- (4) 外国の地方公共団体の機関等へ派遣されている者
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）第2条第

1項の規定により派遣されている者

(6) 職員をもつて組織する職員団体又は労働組合の業務に専従する者

(7) 消防職員であつて初任教習中のもの及び救急救命士養成に係る研修中のもの

(8) 交通局乗務員研修生

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める団体に勤務を命ぜられた者

第 7 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月 条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「から第 46 号まで及び第 48 号から第 50 号」を「，第 45 号及び第 47 号から第 49 号」に改める。

別表第 1 第 43 号中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に改め，同表中第 45 号を削り，第 46 号を第 45 号とし，第 47 号から第 49 号までを 1 号ずつ繰り上げ，同表第 50 号中「一般社団法人 2025 年日本国際博覧会協会」を「公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会」に改め，同号を同表第 49 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(50) 兵庫県農業共済組合

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 1 第 43 号の改正規定及び同表第 50 号中「一般社団法人 2025 年日本国際博覧会協会」を「公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会」に改める改正規定は，公布の日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第2号から第7号まで、第9号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、第26号、第27号、第30号、第33号から第41号まで、第44号から第46号まで及び第48号から第50号までに掲げる団体とする。

別表第1 (第2条, 第8条の2関係)

(1)～(42) 略

(43) 一般社団法人地方税電子化協議会

(44) 略

(45) 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019
組織委員会

(46)～(49) 略

(50) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会

(改 正 案)

、第45号及び第47号から第49号

地方税共同機構

(45)～(49)

(49) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

(50) 兵庫県農業共済組合

第 8 号議案

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成31年4月分から平成32年3月分まで」を「令和2年4月分から令和3年3月分まで」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項中「本則及び前項の規定にかかわらず、特別職の職員」を「特別職の職員」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項を附則第3項とする。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和元年度」を「令和2年度」に、「100分の225」を「100分の222.5」に、「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附則第2項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

平成31年4月分から平成32年3月分までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。

附 則

（平成31年4月分及び同年5月分の給料月額の特例）

2 本則の規定にかかわらず、平成31年4月分及び同年5月分の市長及び副市長（副市長にあっては、平成30年3月31日において在職していた者に限る。）の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「705,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「666,000円」とする。

（適用範囲）

3 本則及び前項の規定にかかわらず、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第3条に規定する地域手当を除くほか、給料月額を基礎として支給額を決定する手当の算定については、同条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する給料月額によるものとする。

（この条例の失効）

4 この条例は、平成32年3月31日限り、その

(改 正 案)

令和2年4月分から令和3年3月分まで

2 特別職の職員

3 令和3年3月31日

効力を失う。

(参考 2)

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、令和元年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定の適用については、同項中「(特別職に属する者にあつては100分の225(公営企業の管理者にあつては100分の227.5)」とあるのは、「(市長にあつては100分の225に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の225に100分の85を乗じて得た割合、公営企業の管理者にあつては100分の227.5」とする。

令和2年度

100分の222.5

100分の225

100分の222.5

100分の222.5

100分の

225

附 則

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

令和3年3月31日

第 9 号議案

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の
件

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年 1 月条例第 43 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例によ
り実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の
規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は
通勤による災害に係る補償について適用する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の
施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 ぬきがき

(____は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは, 次の各号に定める職員の区分に応じ, 当該各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

2, 3 略

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

第10号議案

旅費条例の一部を改正する条例の件

旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

旅費条例の一部を改正する条例

旅費条例（昭和27年7月条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 風水震火災その他非常災害による交通遮断，交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により，職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて，徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）が，常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは，規則で定めるところにより，当該職員に対し，鉄道賃，船賃又は車賃を支給することができる。

第10条中「第4項」を「第5項」に改める。

第26条第1項中「旅行した場合その他」の次に「当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上」を加え、「旅費の支給を受けた場合には，不当に旅行の実費をこえることとなる部分の旅費について，その全部又は一部」を「旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては，その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費」に改め，同条に次の2項を加える。

- 4 任命権者は，公務上必要と認められるときは，第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり，当該旅費に相当する額の全部又は一部を，旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし、旅行に係る役務の提供がなかつたときは、この限りでない。

別表第1号の表中「11,400円」を「12,500円」に、「10,000円」を「12,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

旅費の支給対象及び宿泊料の規定の見直し等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

旅費条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(旅費の支給)

第3条 略

2, 3 略

4 前3項の規定に該当する場合を除く外、法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 前4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

4 風水震火災その他非常災害による交通遮断、交通機関の事故その他不可抗力又は公務上の必要により、職員（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表に掲げる程度の身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）が、常例としている通勤の方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、鉄道賃、船賃又は車賃を支給することができる。

5 前各項

6 前各項

6 第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（証人等の旅費）

第10条 第3条第3項及び第4項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。

（旅費の調整）

第26条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他 _____

_____この条例又は旅費に関する他の法令その他の規程による旅費の支給を受けた場合には、不当に旅行の実費をこえることとなる部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

2, 3 略

7 第5項

第5項

当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上

旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費

4 任命権者は、公務上必要と認められるときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給に代わり、当該旅費に相当する額の全部又は一部を、旅行に係る役務を提供する者に対して支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、第3条の規定により旅費の支給を受ける者に対する旅費の支給があつたものとみなす。ただし、旅

行に係る役務の提供がなかつたときは、この限りでない。

別表（第14条—第17条関係）

(1) 日当，宿泊料及び食卓料

級	区分	日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜 につき)	食卓料 (1夜 につき)
略	略	略	略	略
3 級	7級の職務にある者及びこれに準ずる者	2,200 円	11,400 円	2,200 円
4 級	6級以下の職務にある者及びこれに準ずる者	1,900 円	10,000 円	1,900 円

(2) 略

			12,500 円	
			12,500 円	

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。